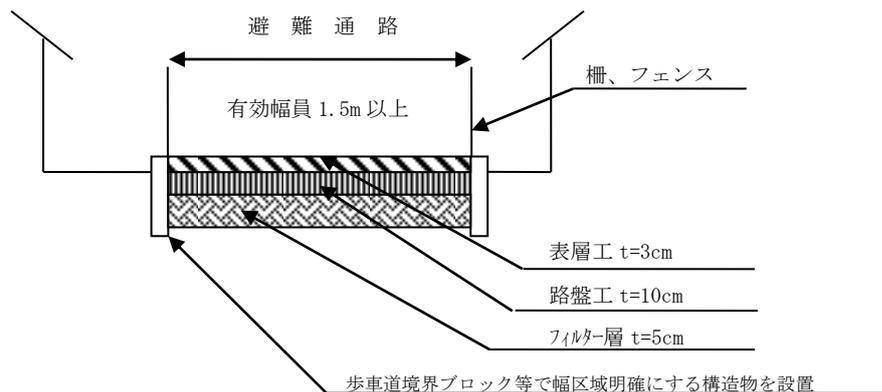


ウ 避難通路（歩道）の形状等

- 1) 避難通路（歩道）の有効幅員は、1.5m以上とする。
- 2) 避難通路は行き止まり道路の先端または転回広場から、周囲の公道または通行できる公共空地（公が所有する公園や緑地など）まで避難できる位置に配置しなければならない。（原則、水路等は認めない）
- 3) 避難通路は、開発道路（転回広場は除く）に併設ではなく、別の経路を確保し、配置しなければならない。
- 4) 前2項の規定に関わらず、開発区域の形状、開発区域の周辺の土地の地形および利用の形態に照らして、これによることが著しく困難であるなどやむを得ない特段の理由がある場合は、開発区域内の転回広場の先端から 35m以内の位置に避難通路を配置することができるものとする。
- 5) 避難通路内の雨水を適切に排除できるよう、縦断・横断方向の勾配を必ず設けるものとし、必要であれば排水構造物を設けること。

図 3 - 13 避難通路の標準的構造（図）



| 舗装の種別 | フィルター層 | 路 盤 工 | 表 層 工 |
|-------|--------|----------------------|----------------------|
| 透水性舗装 | 砂 5 cm | クラッシャーラン（RC-30）10 cm | 開粒度アスファルトコンクリート 3 cm |

- その他
- 1) 避難通路の路面に黄色で避難通路と明示する。
 - 2) 避難通路の入り口部分に「避難通路」と看板を設置する。
字の色は緑色で書く（看板寸法 30 cm×15 cm）
単柱のφ60.5×3.5m、亜鉛メッキ静電粉体塗装
 - 3) 避難通路の延長及び高低差によって構造は検討する。また、避難通路の安全対策について、水路等が隣接し、高低差がある避難通路については、フェンスや転落防止柵などの安全対策を講じなければならない。
 - 4) 避難通路に接する宅地側の境界ブロックやフェンス等を設置する場合は、低く見通しが良いものを設置する。